

第2回認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会議事要旨

日 時：平成18年2月7日（火）14:00～16:20

場 所：危険物保安技術協会 大会議室

出席者：（順不同、敬称略）

委員 長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員 長：野村 勲	日本大学理工学部建築学科教授
委 員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会 常任理事
佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）
寺村 映	総務省消防庁予防課長
長谷川彰一	総務省消防庁消防・救急課長
兵藤美代子	主婦連合会会長
宮本 英機	千葉県消防局予防部長
山下 純治	長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部次長
山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長
オブザーバー：川原 邦博	長崎県総務部危機管理・消防防災課長

議 題：1. 認知症高齢者グループホーム等における実態調査結果について
2. 認知症高齢者グループホームに係る防火安全対策について

議 事：

1 認知症高齢者グループホーム等における実態調査結果について

（委員意見）

- ・夜勤状況や非常時の対応等、今回の施設に固有の課題と認知症高齢者グループホーム全体の課題を分けて検討すべきではないか。

（事務局）

- ・非常時の初期対応が適切に行われない場合には、どのような施設でも今回のような被害が起こりうると思われるので、それを防止する対策を検討したい。

2 認知症高齢者グループホームに係る防火安全対策について

（委員意見）

- ・今回の火災の発生状況を踏まえて、科学的な根拠に基づいた公平かつ合理的な規制内容を考えてほしい。非常に厳しい規制となると、多くの認知症高齢者グループホームで経営が継続できない可能性があり、認知症高齢者のケアができなくなる。グループホームの良さを念頭に置いた規制を考えてもらいたい。
- ・認知症高齢者は、要介護度1から2の場合、基本的に歩行できる。必ずしも自力避難困難

者ではないのでは。

- ・一般の高齢者でも避難する際に避難経路の状況によって普通に歩行できなくなることもあるので、認知症高齢者は自力避難困難者と位置付けるべきである。
- ・認知症高齢者グループホームだけでなく、乳幼児、身体障害者等自力避難困難者が入居するその他の施設と整合させて議論する必要がある。
- ・入所者が自力避難困難である場合に、いかに火災を起こさないようにするか、いかに早く大勢の方に応援を求めるということを考え、様々な対策を検討することが必要である。
- ・防火管理者の義務付けや、防災物品の使用など、認知症グループホームを6項口の施設に位置付けて必要な規制が必要と考える。
- ・認知症高齢者グループホームでは、ソファやシート等を防災品にすることを施設に入居する要件とすること等も考える必要がある。
- ・認知症高齢者ケアのコンセプトには、住み慣れた環境を変えないということもある。
- ・認知症高齢者の生活の基本を守った上で、どういう安全対策ができるかについて検討してはどうか。
- ・職員が1人では発見、通報、初期消火を行うことが困難であるので、自動的に作動する設備が必要であり、これらを普及促進するための補助金を交付する等の対応も必要と考える。
- ・自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の義務付けはいいと思うが、住宅用スプリンクラーは課題もあるので、最低水準の設備を消防法上で義務付けていくという判断をしてほしい。
- ・ソファを防災品とし、火災の炎が一気に燃えなければ、住宅用スプリンクラーで火災拡大を抑制し、その上で避難や消火器による完全消火も可能になる。
- ・万一火災が発生した場合は、早期発見で対応し、それでダメな時は最後に自動消火という考えでいいのでは。
- ・ソフトとハードの組み合わせによる防火安全対策が必要である。

(事務局)

- ・合理的かつ入所者の理解が得られる施策を展開したい。